

罪をおかした少年・保護者に対する 日弁連の聴き取り調査の報告

子ども関連TOPICS ①

弁護士 斎藤 義房 (日弁連第44回人権大会シンポジウム実行委員長)

2001年11月8日に奈良市で開催された日弁連人権大会シンポジウム「少年犯罪の背景・要因と教育改革を考える」に向けて、日弁連は、全国の罪をおかした少年、その保護者、および付添人に対する聴き取りアンケートを実施しました。一つの事件ごとに、少年、保護者、付添人弁護士3者の声を収集するという手法は、これまで例がないものです。あわせて、大阪と奈良の高校2年生を対象とするアンケートを行いました。

聴き取り調査の項目は、家庭、学校、地域での生活体験、生育歴、非行原因として思いあたることなど、きわめて広範囲に及んでいます。

調査結果は、シンポ当日に発表し、近く出版する予定になっています。

調査結果のうちのいくつかの特徴的なものを紹介します。

1. 家庭と非行との関係では、罪をおかした少年群に、一般高校生群と比べて被虐待経験者が多く認められました。罪をおかした少年の約6割は何らかの虐待を受けていました。罪をおかした少年のうちでも、2回以上家庭裁判所に送致された少年(立ち直りに時間がかかる少年)に、被虐待経験の割合がより高く認められました。

重大な少年事件の多くは、幼児期から人格が尊重されず、あるいは自己の感情を抑制して「良い子」を演ずることを強いられた子どものSOSであることが裏付けられたと思います。

また、暮らし向きが裕福でない家庭の子どもに、被虐待経験率が高く認められました。構造的な困難を抱えた家庭に対する社会的サポートが重要です。

2. 親の育て方方針とそれを受けた子どもの認識、そして非行との関係を分析すると、親は「厳格にしつけた」と答え、子どもは「虐待を受けた」と回答している群に、最も多く非行が発生しています。

しつけは大切です。しかし、親は厳しくしつけたと考えていても、子どもが虐待と受け止めたのでは、全くの逆効果です。つまり、大人が一方向的な考えを子どもに押し付けるのではなく、子どもの人格を尊重し、子どもの意見を聴き納得を得ながら、子どもにとっての最善の利益を探るという方向へ、大人の育て親を転換することが求められています。大人が変わることによって、子どもは大人を信頼し、他者の存在を認め尊重し、人間関係を形成していく力を伸ばすことができるのです。

3. 学校と非行との関係では、「学業成績」および「遅刻・欠席などの学校離脱傾向」と非行との関連性が、あらためて明確になりました。「わかる授業」の保障や子ども中心の学校づくりが大切であること、そのための少人数学級の実現など学校の人的・物的

な態勢の整備は、非行防止の観点からも重要な施策です。

4. 地域と非行との関係では、「地域で相談に乗ってくれる大人がいた」と答えた非行少年ほど、同時に、「近所の噂でイヤな思いをした」との回答率が高いという結果が出ました。これからの非行対策のなかで「地域の一体化と連携の強化」が重視されるでしょう。その際に、「異端を排除するのではなく、包容する」「困難を抱えている家庭を周囲が支援する」という観点を忘れてはならないと思います。
5. また、調査結果では、「非行の原因は何であったと思いますか」との問いに対し、付添人弁護士の多くが「家庭に問題があった」と答えているのに、犯罪少年の圧倒的多数は「意思の弱さなど、自分に原因があった」と回答しています。少年法の下での矯正教育によって、少年が立ち直ったことの反映とも言えるでしょう。そして、「いじめられている子がいたら助ける」「親の老後の面倒をみる」との回答の割合は、罪をおかした少年の方が一般高校生よりも高かったのです。つまり、罪をおかした少年はモンスターではありません。自らの行為を内省する力と人並み以上の正義感を持っており、大人の側が適切な援助をすれば、将来に夢を持って歩んでいける存在であることが裏付けられました。
6. 今回の調査によって、刑罰化・厳罰化によって少年犯罪に対処しようとする少年法の「改正」や生徒への管理を強化する方向での教育改革がいかに間違ったものであるかが、あらためて明確になったと言えるでしょう。

NEWSLETTER No.59 CONTENTS

子ども関連TOPICS

- ① 罪をおかした少年・保護者に対する日弁連調査報告 /1
- ② 第2回政府報告書について /2
- ③ 世田谷区子ども条例にみる子ども観の変化 /3
- ④ 国連・子どもの権利委員会、
子どもへの暴力について勧告を採択 /4

子どもの参加支援

- ・ 子ども参加を支援するおとなたちへ
～よりよいサポートのためのヒント～ <3> /5

イベント報告

- ・ 子どもの権利条約フォーラム in あおもり開催!! /6・7

BOOK GUIDE

- お知らせ /8

子どもの権利委員会への第2回政府報告書、提出される ～子どもの実態はあいかわらず不明～

平 野 裕 二 (子どもの権利条約NGOレポート連絡会議)

2001年11月15日、日本政府は国連・子どもの権利委員会に対する第2回政府報告書を提出した。本来の期限である5月21日から約半年遅れでの提出である。報告書全文は外務省のウェブサイト (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/O111/index.html>) に掲載されている (以下、〔 〕内の数字は報告書のパラグラフ番号)。

第2回政府報告書は、子どもの権利委員会の定期報告書ガイドラインの形式におおむね沿ったものである。第1回報告書に比べ、各分野の説明は相対的に詳しくなっており、データも充実している。

条約の規定の理解についても、いくつかの点で前進が見られた。たとえば、12条の見出しを「意見表明の機会」から「児童の意見の尊重」に改めるとともに、政策立案への子どもの意見表明・参加について積極的な認識を示したことなどは評価できよう。

しかし、前回の報告書がはらんでいた問題点はほとんど克服されていないのも事実である。とくに以下のような問題がある。

(a) 子どもの権利保障の実態も今後の展望も見えない

以前として法律・制度・行政措置の羅列という性格が強く、子どもの権利保障の実態が浮かび上がってこない。データが多少充実したといっても、肝心のデータは記載されないままである。差別の実態を示すデータがいったい掲げられていないこと、児童福祉施設や学校における体罰の件数も示されていないこと、いじめ・不登校の件数も含め教育分野に関するデータが著しく不足していることなどは、第1回審査(1998年5月)でこれらの問題に焦点が当てられたことを踏まえれば、意図的な実態隠しと解釈されてもやむをえない。

その他のさまざまな分野でも十分なデータが示されていないため、実際に子どもの権利がどのくらい保障されているのか、これまでとられてきた措置がどのくらい効果的だったのかを評価することが不可能になっている。

(b) 依然として条約に関する無理解が残っている

条約の規定を十分に理解していないと思われる記述が少なくない。とくに3条(子どもの最善の利益)、3条・4条(経済政策における子どもの最善の利益の考慮)、12条(子どもの意見の尊重／子ども参加)、子どもの市民的自由(13～17条)、親に対する援助(5条・18条)などについて、こ

のことが指摘できる。31条(休息・余暇等への権利)についても、スポーツ振興や文化・レクリエーション施設については説明されているが、肝心の休息・余暇・遊びへの権利についてはまったく報告されていない。また、さまざまな分野で警察の役割が前面に押し出されているのも気になるところである。

(c) 子どもの権利委員会の提案・勧告に誠実に応答していない

報告書全体を通じ、委員会による前回の勧告にははっきりと言及しているのはごくわずかな箇所のみである。そのため、関係省庁が委員会の勧告をどのように受けとめ、実施してきたかが理解できない。とくに、前回の審査でかなり問題にされた在日コリアンの子どもについて一言も言及されていないのは異常である。委員会の勧告を念頭に置いて記述されたと思われる箇所でも、十分な反論・応答にはなっていない。こうした姿勢は、報告制度の趣旨である建設的対話の精神を踏みにじるものである。

(d) まったく、または不十分にしか触れられていない事項がまだまだある

報告書全体を通じて、外国人など権利侵害を受けやすい立場に置かれたグループへの配慮が希薄である。また、とくに教育分野について、教育改革国民会議の最終報告をはじめとするこの間に生じた変化が十分に記述されていない。その他、(十分に)取り上げられていない問題が多数存在する。

このように、第2回政府報告書も、子どもの権利委員会が日本の状況を効果的に審査するのに十分に役立つとはいえない。そのため、委員会への情報提供の面でNGOの果たす役割は依然として重要である。報告書の審査はいまのところ2003年9～10月か2004年1月の会期で行なわれる見込みであり、子どもの権利条約NGOレポート連絡会議としても検証活動やNGOレポートの作成に力を注いでいきたい。

* 報告書の詳しい評価については、子どもの人権連『いんぷおめーしょん 子どもの人権連』第77号・2001年12月号参照。子どもの権利条約NGOレポート連絡会議については平野(yujihirano@nifty.com/Fax.03-5181-3455)まで。

世田谷区子ども条例にみる 子ども観の変化

～なにによって変えられたのか～

渡 辺 伸 江 (子育て支援の任意団体代表)

1. 子どもによる報告書『はじめの一步』作成

『世田谷は、おまえら（大人）のすきにはさせない！』

『世田谷区はよい町か？ 確かにいい町かもしれない。でも、これでいいのか？』

私たちは数回におよぶこの会議の中で一人一人が真剣に世田谷を変えようと話し合ってきました。教育、環境、家庭、福祉、地域社会の5つの観点からくもりなき眼（まなこ）で見定め、世田谷がよりよき町になるように願う私たちのホンネを聞いてください。

教育、環境、家庭、福祉、地域社会について、もっとたくさんの人が興味をもってくれるとうれしいです。『この声は過去に向けたものではなく、未来を変えるべく立ち上がった僕らのはじめの一步だ!!』子どもとしての意見ではなく、“一世田谷区民”の意見として、真剣に考えたものなので、ちゃんと聞いて下さい。

これは、世田谷区の子どもを取り巻く環境について、「子どものための条例をつくるとしたら」などをテーマに、区内の中・高校生が40人近く集まり話し合ってまとめた報告書『はじめの一步』のはじめの言葉です。

私は青少年問題協議委員の公募区民として子ども条例のたたき台をつくる小委員会5人のうちの一人という立場で、オブザーバーとしてこの会議に参加できました。若者の鋭い視点や優しさ、遅しさに触れられ、実りある時間でした。最初の回はおとなも意見を述べましたが、2回目から、報告書をまとめるまで子ども自身で行われたのです。12月から2月という寒い時期で大雪の日もありましたが多数が参加していたのが印象的です。

2. 『子ども条例にもりこむべき要点』作成

この報告書に寄せた子どもの思いも受けて、平成10年区の策定した『子どもを取り巻く環境整備プラン』の、子どもは「自ら育つ」存在であり、「子育て」を支援するという視点をもとに、私達小委員会も半年をかけ、5月はじめに『子ども条例にもりこむべき要点』をまとめました。そこには、子どもの自己実現や権利擁護が保障された状態であるウェルビーイングを基本的考えとした上で、子どもの基本的権利を「子どもは～することができる」という表現で明記し、その権利を保障するために区、学校を含む子ども施設、家庭、地域、事業者のすべきこと、権利の実現方法、オンブスパーソンも含む権利擁護の方法、今後の条例に関する意見、そして『はじめの一步』を要約したものが書かれています。

3. 世田谷区へ『要点』提言

『要点』は青少年問題協議委員会（自民、公明、民主、共産党の区議会議員4名、区以外の子ども関連の行政機関5名、学識経験者3名、子どもにかかわる区内の組織の各代表6名、公募区民2名で構成）に提案され、ごく一部の表現が修正されたのみで『要点』は5月半ば委員会として区に提言されました。

4. その後の経過

小委員会では、世代、性、立場を越え、『プラン』の子ども観を共有し「条例をたんなるスローガンにしない」を合言葉に、子どもの権利をさらに実現できる世田谷区を目指して、話し合いや作業が誠実にしかも楽しく行われました。区役所の担当の方も、縦割りを常とする行政のなかで、教育委員会、福祉保健、区民生活の三部局にまたがる条例なのでたいへん苦労なさっていましたが、『はじめの一步』の冒頭「おまえらのすきにはさせない」という表現さえ「子どものまとめたものだから」と子どもの意思を尊重しようとする姿勢を持っていっていいました。実はこの表現は織田裕二がド

子ども関連TOPICS ③

ラムのなかで言ったせりふを真似たもので、小委員会でもここは誤解をうむのではという論議がされましたが、子どもの意思を曲げないため配布時には区役所の方が説明をするということでそのまま残したのです。

こんな出来事もあったので、委員会の子ども条例に関しての権限と責任は『要点』まででした。条例は、最終的に区が作成し、条文文として合うように文書課が作業に加わる事や、三部局の協議、区議会の各党の意見によって最終的な条例がつくられる事は説明されました。種々の制約による変化はあると予想していましたが、子どもの意思は尊重されると期待していたのです。しかし――。区が一度決定した『プラン』の子ども観を根底から変えるとは、想像もしていませんでした。

5. なじ曲げられた『はじめの一步』

10月半ば、ある議員から条例の『素案』を見せてもらい、本当にびっくりしました。「子どもたちは～社会の一員として～責任をはたさねばならない」「社会における決まりごとや役割りを自覚し」という言葉を含む前文。主語のほとんどはおとな側であり唯一子どもも主語として読むことができる文は「だれであってもいじめをしてはなりません」という禁止事項のみ。全体を通して子どもが小さくそぎ落とされ、おとなの権限が強められた、「こどもは自力では権利を護れない、だからおとなに任せなさい」というイメージが感じられました。私には『はじめの一步』の子どもたちの力や期待、可能性、おとなへの信頼まで曲げられた気がしました。（『素案』だけを始めて読む方は気づきにくいかもしれませんが・・・）

6. 180° 方向転換した条例『素案』—真相は藪の中—

次の日から私は訳を知りたく、知り合いの区議会議員や担当の役所の方にお話を伺い、私も疑問を投げかけました。わかった事は、『素案』の前の『大綱』が9月はじめに三部局、協議のうえ各党に示されており、『大綱』も「子どもは～できる」という表現がありませんが、未だ子ども観が『プラン』と同じである事。そして『大綱』が示されたわずか25日後には前文に社会的責任を果たす、社会的役割、いじめの禁止と子どもは管理し、教え込まなければという逆の子ども観になっている『素案』に変わっている事。なぜ子どもプランから続いてきた区の理念が急に逆になったのか。とさらにわからないことが増えてしまいました。（実はこれらの疑問は議決された今も疑問のままです。）『プラン』、『要点』、『大綱』、『素案』がつながらずブラックボックスになってしまったのです。

7. 気がかりな素案内容—区に『意見書』提出—

決め方より気にかかったのは、この『素案』が子どもの権利を擁護しているかの点でした。例えば『要点』では、意見表明権が全ての場で保障されていたが、『素案』ではこども会議の場に限定されているという誤解が生じそうである等いくつか気になる点がありました。条例『素案』の点検作業中、幸い喜多先生方から区に『意見書』が出され、被害を受けている子どもの人権にかかわる重要な指摘を受けることができ、青少年問題協議委員の有志が、良心と子どもへの責任から『要点』にあった、「子どもは心身への暴力・虐待～を受けることなく安心できる場所で生活することができる」という意見書を出すことができました。条例には反映されませんでしたが、区の子どもに人権、権利の啓蒙を促すことができるような手段をとるという提案が有志にされています。

おとなも尊厳、寛容、自由平等及び連帯の精神理念をわきまえ、区役所の方と今後も子どもの権利を実現できるように、施策やあらゆる手段で協力していきたいと決意しています。

これらの『はじめの一步』『子ども条例に盛り込むべき要点』『意見書』『素案』『大綱』などはこのホームページで見ることができます。
http://www.ne.jp/asahi/setagaya-kugikai/mutouha-shimin/ko_jourei.htm

国連・子どもの権利委員会、 家庭・学校における子どもへの暴力について勧告を採択

平野 裕二 (ARC代表)

国連・子どもの権利委員会は、2001年9月28日（第28会期）、「家庭および学校における子どもへの暴力」をテーマとする一般的討議を開催し、そこでの討議をもとに45項目の勧告を採択した（10月12日）。「子どもに対する国家の暴力」をテーマとした昨年の一般的討議（本誌53号参照）にひきつづき、子どもに対する暴力について2度目の討議・勧告が行なわれたことになる。

<勧告の概要>

今回の勧告は、「指導原理」「国際的レベル」「立法の見直し」「防止：意識啓発、感受性の増進および訓練」「防止および保護のためのその他の戦略」「監視および苦情申立ての機構」「調整および資源」「市民社会の役割」の各項目に分かれている。昨年の勧告と共通する部分も少なくない。以下、今回の勧告の要点を簡単に述べる。（勧告の全訳および詳しい解説は子どもの人権連『いんぷおめーしょん 子どもの人権連』第77号・2001年12月号参照。また、クレヨンハウス刊『月刊子ども論』2002年1月号巻頭特集「子どもたちは、暴力のさ中にいる！」も参照。）

- (a) しつけや規律の維持のために行なわれる体罰も含むあらゆる形態の暴力が、たとえ軽いものであっても、法律で禁止されなければならない。すでに約10か国がこのような法律を制定している（前掲『月刊子ども論』参照）。
- (b) 家庭・学校における子どもへの暴力に関する明確な政策を採択するとともに、「子どもに対する暴力が受け入れられないこと」について意識啓発を進めなければならない。
- (c) 教職員その他の専門家は、適切な資格要件にもとづいて採用され、非暴力的な規律の維持の方法、暴力の発見・評価、被害を受けた子どもの取扱い等について訓練を受けなければならない。同時に、このような専門家の地位、報奨、労働環境等を向上させることも必要である。
- (d) 子どもへの暴力を防止・保護するための戦略を立案するにあたっては、子どもの属性によって被害の受けやすさや暴力の態様に違いがあることが考慮にいれられなければならない。ジェンダー差別、人種差別をはじめとする差別の問題に適切な注意を向けることが必要である。
- (e) 監視・苦情申立てのための適切な機構が設けられなければならない。加害者への対応は介入・処罰だけではなく支援・援助も目的としなければならないが、相当な場合には停職・解雇・刑事告発の対象とすることも含めて適切な形で責任を問う必要がある。子どもに対する暴力犯罪で有罪とされた者は、子どもにサービスを提供する施設で働けないようにされなければならない。
- (f) 子どもへの暴力について考えるさいには「子どもたち自身の

経験が決定的な出発点および参照枠組みとされる」べきであり、子どもへの暴力に関する行動においては意味のある子ども参加が推進されなければならない。とくに学校における参加については以下のような勧告が行なわれている（31項）。

「委員会は、学校における意思決定への関与および参加を拡大する必要があることに正当な注意が向けられるべきことを勧告する。たとえば生徒会を通じておよび学校委員会の構成に適切な代表を任命することを通じて親および生徒が運営過程（規則の策定および規律の維持の監視を含む）に関与することは、効果的な防止戦略を立案すること、および、いわゆる規律の維持の形をとった暴力および生徒間の暴力のいずれをも抑制するような前向きな雰囲気为学校で創り出すことに貢献するものである」

- (g) 子どもへの暴力の問題に対応するための行動計画が作成され、さまざまな機関の活動の調整、十分な資源の配分が確保されなければならない。NGOその他の市民社会組織の役割も重要である。

<国際レベルでの研究>

以上のような勧告に加え、国連事務総長が子どもに対する暴力についての「詳細な国際的研究」を実施することも求められた。この要請が国連総会の承認を得れば、国連事務総長に任命された専門家が実際の作業を行なうことになる。実現すれば、国際的に大きなインパクトを及ぼすことになる。

なお、子どもに対する暴力の問題に関する国際的な情報交換の窓口として、「子どものあらゆる体罰を終わらせるためのグローバル・イニシアチブ」(<http://www.endcorporalpunishment.org/>)も、国際NGOの手で開設された（2001年4月）。このように、子どもに対する暴力の問題は国際的な関心事となっており、日本でも総合的なとりくみが求められる。



子ども参加を支援するおとなたちへ

～よりよいサポートのためのヒント～〈3〉

山 本 克 彦（聖泉短期大学講師、生涯学習研究所SOUP代表）

“子どもの活動を支援するおとな”（以下、サポーター）は、どのように子どもたちの活動を展開すべきか。

連載の第1回では“子どもとおとなの関係”について、第2回では“活動をデザインすること”について述べた。子ども参加を実現しようとする組織は、長期的な展望を持ちながらも、1年間の活動計画を立て、その1つ1つの活動を実施している。前回、プログラムは目標を達成するための具体的な活動の配列やしかけであり、ひとつひとつ活動をアクティビティと呼ぶと説明をしたが、議会ジュニア（滋賀県近江八幡市、ハートランドはちまん議会ジュニア）では、この活動をワークショップによって実施している。このワークショップは、参加型体験学習法であり、まさに子どもたちが主体性を持って相互に学びあう場をつくることが可能である。ワークショップという手法についての細かな解説は後にすると、この学びの場をうまく作り出すためのヒントを述べてみよう。

ヒント7. 体験学習と体験学習法は全然違うということをおとなが理解しよう

最近、小中学校における授業で、車イス体験や高齢者体験を実施する事例をよく見かける。教室で若干の知識を伝え、町へ出て車イスに乗ってみる。何気なく通っていた歩道のわずかな段差や、それほど意識しなかった放置自転車の存在がこれまでと違った形で、子どもたちの目に映る。そして教室へ戻り、感想を書く。感想を発表することで1つの授業という“セット商品”が完成するのである。これは典型的な体験学習である。つまり「体験する」ことそのものがねらいとなっている。教科書に書かれたことを、“読むこと”で学ぶか、“体験すること”で学ぶかの違いはある。しかし、そこからの発展はない。体験学習法はそうではない。体験は「手段」「方法」「道具」である。「体験によって何かを学ぶ」だけでなく「体験から学ぶことを通して学習を発展させる」のである。たとえば、前述の感想の段階で終わらせず、子どもたちに、「では、私たちはこれから何をすべきだろう」と考える機会を与える。それは町で障害者を見かけた時の行動や、もっと町を（ソフト、ハードの両面から）住みよいものにするために提案することであったりする。すると、さらに学ぶべきこと、体験すべきことが見えてくる。体験で終わらない。体験を活かす、体験からつなぐことをサポーターは意識すべきである。

ヒント8. 気づく、わかる、かわる、かえる…このプロセスをサポートしよう

私たちが慣れ親しんできた学びの場は、正解を最も効率よく伝達

するというスタイルであった。すでにわかっていることを、無駄なく、しっかりと飲み込むことで、限られた時間に多くの知識を得るというものである。教科書の内容を、時間内に学ぶという学校での学びを例にあげるとわかりやすい。「よくわかる算数」などという教科書のネーミングにもあるように、学校では「わかること」をねらいとして授業が展開される。これに対し、子どもたちの主体性を引き出す学びの場には、さらに前段階として「気づくこと」が必要と考える。この「気づくこと」、気づきを促すためには、体験という「手段」「方法」「道具」が有効なのである。

前述の車イス体験の例で言えば、町へ出て車イスに乗るという体験が気づきを促し、車イスを利用する当事者の理解、町のあり方、自分自身のあり方を知る機会となる。さらに、これまでと違う価値観やものの見方、感じ方といった変容へつながる可能性が生まれる。気づく、わかる、かわるというプロセスがそこにある。4つめの「かえる」が意味するものは、子どもたちが社会に対して、主体的に働きかけることである。プログラム、そして個々のアクティビティをデザインし、適切なサポートをすれば、4つの流れを作り出すことができる。

ヒント9. 子どもたちが表現することは、すべて正解であると認識しよう

気づく、わかる、かわる、かえる…こうしたプロセスを意識することは大切である。しかし反面、プロセスを意識するあまりに、あるいはあるべきゴール（成果）を目指すあまりに、子どもたちに対して誘導的になってはならない。子どもたちに向き合う際、とかくおとなは正解を示したがる。おとなになるまでの経験から蓄積してきた知識や最も効率の良い問題解決の方法を示してしまう。サポーターは、そうしたものを敢えて封印して子どもたちに向き合う必要がある。「いま、ここで」目の前の子どもたちが体験を通して感じ、そして発言する言葉、取らんとする行動…それらすべてをまずは受け止めることが重要である。おとなとして、子どもたちに気づいてほしい事柄や、明らかな正解に対して、ずいぶんと回り道をしてもいい。回り道には回り道の持つ意味がある。最短距離で正解にたどりつくことよりも、自らの発言や行動が保障された場面を提供することにこそ大きな意義がある。「あなたたちが感じたこと、発言することはすべてが素晴らしい答えです。すべてが正解です。」こう投げかければ、子どもたちは生き生きと語り始める。そして、おとなとの信頼関係も築いていけるはずである。

学びの場をうまく作り出すためには、これまでのおとなのあり方、指導者のあり方を捉え直す必要がある。次回もこのことについて、考えたい。

子どもの権利条約フォーラム in あおもり開催 !!

地域からの権利実現 in 青森
共生の森へ。こどもとおとなの自分育ち

主催：子どもの権利条約フォーラム in あおもり実行委員会

共催：青森市 青森市教育委員会

(2001年11月24日、25日 於：青森市男女共同参画プラザ他)

紙幅の都合上、このニュースレターでも継続的に取り上げている子ども参加や、12月17日より開催されている第2回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議（横浜会議）関連、そして、地元青森の大学院生による分科会を中心に報告します。

～ 分 科 会 報 告 ～

第1分科会

「入門講座：子どもの権利条約と学校」

内田 塔子（子どもの権利条約ネットワーク）

報告は、北海道幕別町立札内北小学校教諭の伊藤義明さん、司会は、早稲田大学教授の喜多明人さん。札内北小学校では、子どもにとって真に楽しい学校をつくるために、昨年度から子ども参加が実践されてきた。

<札内北小学校の実践>

運動会・北小まつり・学習発表会を、企画から運営まで、すべて子どもたちの手でつくっていく実践。（詳細は、「学校を変える～子ども参加の学校の創造」ニュースレター No.58、P2-3を参照のこと。）

<実践を進めるプロセス―まず、待とう―>

教師は子どもにとって絶対的に上の立場。ここを崩さないとこの取り組みは難しい。子どもたちが、自分たちで実行できること、自分の意見を教師に否定されないことを経験し自信をつけていくことが大事。教師の意見も1意見で、子どもたちの話し合いの中で却下される可能性があるようになるのが目指すところ。そのために、子どもたちの意見を頭から否定してすぐに指導するのではなく、まず教師が待ち、子どもたちに自由にやらせてみることから始めた。時に子どもたちは、自分たちのやり方で実行してみたものの失敗することもあった。しかしその経験が子どもたちに残り、子どもたちが次失敗しないためにはどうすればいいのかを自然に考えるようになる。そこが貴重。子どもが失敗するのを見ていられる余裕が教師に必要。

会場からは、学校を変えていくにはどうすればいいのか、真剣に考える親たちからの活発な質問が相次いだ。

第10分科会

「感じてみよう買われる子どもの気持ち」

渡邊 奈美子（国際子ども権利センター）

第10分科会午前の部では、「感じてみよう買われる子どもの気持ち」と題したワークショップを行ないました。前半は、



南の国の子どもが都会に出て売春せざるえないような状況になったとき、主人公はどうするのかをグループで話し合ってもらいました。参加者は、主人公の置かれた貧困などの背景を考えながらも買春はいやだと、苦渋の選択をしていました。後半は、主人公の子どもたちの状況を変えするために、どんな子どもの権利が実現すればいいのかを話し合いました。グループごとに子どもの権利を3つ選ぶアクティビティでは、みな頭を悩ませながら活発な意見交換が行われていました。

アクティビティの後は、権利実現を目指す子ども達の活動紹介として、インドの働く子ども達の労働組合と、第2回子どもの商業的性的搾取に反対する世界会議（横浜会議）の子ども&若者参加の紹介を行ない、最後は、みなで横浜会議に向けてメッセージを作りました。「子どもの活動を応援している大人もいるよ。」「先進国の取り組みを盛んにしていこう！」など熱いメッセージがたくさんありました。これらのメッセージは、本会議場に貼りだし、各地に横浜会議を応援している仲間がいることを伝えます。

このワークショップでは、横浜会議及び子ども買春のことを青森に集まった多くの方に知ってもらうことが出来ました。これからも、各地の応援を胸に、子ども買春根絶と子どもの権利の実現にむけてがんばっていきます！

第12分科会

きっさかたりば

店主 小林祐也・谷川 毅（青森大学大学院）

どこでやるかも決まっていない不思議な分科会。さりげなく看板を立て、温かいお茶とちょっとしたお菓子を用意してただひたすら来る人を待つ。どこにも自分を当てはめられないけど、言いたいことはあるという人のために設置した空間

です。午後から人はちらほらと現れてあっという間に人の輪。午前の自分の希望していた分科会が終わって、それからこちらにきたという人。分科会の合間に弁当を食べにきた人。それぞれお茶を囲みながら自己紹介、活動紹介などをしていました。よく出ていた話題としては、自分がこの活動に参加したきっかけでした。世の中で一番忘れ去られている空間。それに、少々いいかげんにやる。これが、モットーです。

この場の中で人の話を良く聞き自分の意見も話すことが大事です。どちらかが一方的に話をするだけで盛り上がりません。店主として一番気を使った点でした。周りには、それぞれ別なことをしている一般市民もいましたので、この空間が不思議に思えたかもしれません。

このかたり場も継続性が大事と考えてホームページのほうへ場所を移しました。設けられた交流スペースでなく、自分で創り出す交流の輪。今後は、いろいろな人が話を出来る場であり続けるようになればいいなと思います。来年こんな場が出来たら、その際は名刺交換・自己紹介の場としての機能を充実させたいです。

<http://www.geocities.co.jp/SweetHome-Skyblue/6587/index.html>

～フォーラムに参加した子どもたちから～

☆久保 友仁 (高2、子どもの権利条約ネットワーク
子どもの声を国連に届ける会)

今回参加して一番良かったことは、様々な形で子どもの権利と向き合っている多くの人に出会い、話をすることができたことです。知識を身につけるだけなら独学でもできますが、こうして多くの人と語り合えたことは今回のフォーラムに参加した大きな意義であったと考えています。

フォーラム2日目に参加した、子どもの性的搾取とセクシュアルライツについての分科会では、まず午前中、性的搾取の実例を新聞記事で学び、その悲惨さと深刻さを改めて感じました。続いて2人の子どもの物語をもとにどんな権利がC S E C根絶のために必要なのか話し合い、今後国際社会にどのような取り組みが求められるのか深く考えさせられました。最後には横浜会議に向けてメッセージを書き、みんなで思いを確認しました。

午後はセクシュアルライツについて話し合いました。最初に性教育や成年向け雑誌の影響などについて意見を交わした後、無意識のうちに持っている男女間の偏見を確かめるゲームをしました。自分自身が持っている差別意識に気づかされると共に、「無意識」の恐ろしさを感じました。その後はゲームを踏まえて男っぽさ女っぽさとそれを作り上げる社会について話し合いました。少人数ながら中身のある話し合いができました。

今回のフォーラムは「子どもの権利条約」の大切さを改めて確認することのできる良い機会だったと思います。

☆田森 紀士 (高校生、子どもの権利条約ネットワーク)

1日目は「子どもアクション広場」に参加しました。今年で子どもとして参加する最後の「子どもアクション広場」で

す。毎年走り回って、みんなでおしゃべりをして、いつの間になら何にもない部屋でやるのですが、今年はなんと椅子がびっちりと並んでいるではないですか！とりあえずどんなことが始まるのかドキドキ・・・。

そして始まったのが団体紹介。アクションしないじゃん！とかツッコミを入れてしまいましたが、内容はとても面白かったです。その中で一番気になったのは、千葉県佐倉市で子どもたちの街「ミニ佐倉」をつくろうと取り組んでいる団体による「ミニミュンヘン」の報告でした。ドイツで取り組まれている「ミニミュンヘン」とは、子どもが小さな街の中で好きなことをしてお金を稼ぎ、それを使う。その町には飲食店や娯楽施設、市議会、マフィアまであり、正に街そのもの。その中で子どもたちは市民としての役割を学習していくというものだそうです。さらに「ミニミュンヘン」の予算は市の補助金と企業等の寄付金で賄われ、食材は市場から無料で提供(!)されているそうです。

この取り組みは近々日本でも行われるそうで、ぜひがんばってほしいです。そして、自分の回りでもこんなことができるくらいの人々との関係を築いていきたいと思いました。

☆黒河内 政行 (EFC 編集長)

私は今回の青森で子どもの権利条約フォーラムに三度目の参加になる。去年の群馬フォーラムの時はシンポジウムに参加したこともあり群馬の同年代の人たちとはあまり話をすることはできず後悔した。それで今年のフォーラムでは青森の同年代の人たちと交流したくて、大阪からフォーラムに参加することにした。

フォーラム当日、私が活動している子どもの視点から身近な社会問題を追及する情報誌「EFC」についてアクション広場でアピールし、全国各地から参加していた同年代の人たちのアピールも聞けてとても勉強になった。しかし青森の10代の子どもの権利の状況について一番よく知っているはずの同年代の当事者があまり参加しておらず、会えなくて残念だった。

ただ青森の学校の校則問題などについて活動している「チャイルドコミュニケーション」代表の下山さん(21歳)からはお話を聞いた。例えば青森のある学校ではいまだに制服のスカートの丈を計っているということ等、私にとっては想像すらできないこともたくさんあって、私は分科会で10代の問題をやればいいのかと思った。

来年の千葉のフォーラムでは、私は19歳になっていて大人の年代だが、青森の10代の人たちとも出会えるのを楽しみに大阪で子どもの人々と共に活動をしていきたいと思っている。



『常識不信～子どもたちの心の叫びと編む私たちの変遷』

21世紀教育研究所C&C編、本の泉社、2001年10月

不登校や引きこもりなどを経験した10代の若者が、学校や家庭で、そして社会で感じた、両親や教師といったおとなたちの「常識」という枠に縛られた当時の対応への失望や怒り、現在の心境をつづった心の叫びを綴ったのが、この『常識不信』。

都内の通信制サポート校の生徒らでつくるグループ「Crush & Creation（破壊と創造）」が企画と編集を担当。2000年5月の結成以来、各メンバーが自分の原稿を執筆する一方、手作りのポスターやインターネットで全国に投稿を呼びかけ、約1年半をかけて完成しました。この取り組みはNHK「ニュース10」やTBS「ニュース23」、朝日新聞、東京新聞など様々なメディアで取り上げられたこともあり、ご存知の方もいるかもしれません。

「私は親が嫌い。大人も嫌い。大人は分かってくれない」と書き出された序文など、10代から30代までの約30人の手記が収録されていて、体罰やいじめ、自殺未遂などの体験を基に、詩、散文などでその想いが静かに、そして深く語られています。また、出版にあたって難航した編集会議の様子や、メンバー間の心の葛藤などともところどころに触れられており、メンバーの成長の一端を垣間見ることもできます。さらに、入力、編集、校正などすべての過程においてメンバーが主体的に関っていることも特徴です。

子どもが何を考え、この社会をどう見ているのかを知りたい方にはお薦めです。

問合せは「Crush & Creation」（03-5919-3958）。

お知らせ

2001年度第2期学習講座「ファシリテーター養成講座」 参加者募集（2002年2月14日から3月2日まで全5回）のお知らせ

子ども参加をすすめるためのファシリテーター（促進する人、力をひきだす人）養成講座（全5回）を国立オリンピック記念青少年総合センターを会場に行います（午後6時半～9時）。

第1回～3回が子ども参加の理論を、4回目は子ども参加を進めるための手法をアクティビティを通して学び、5回目は参加者に実際にファシリテーターを行ってもらう実践編を予定しています。

養成講座ですので、原則として5回連続参加で、定員20名です。

参加費（全5回）子ども会員：無料、子ども：2500円

（ただしその場で1000円を払えば会員になれます）

おとな会員：4000円、おとな5000円

詳細は事務局までお問い合わせください。

日本評論社

子ども オンブズパーソン

子どもたちのSOSを受けとめて

喜多明人・荒牧重人・
吉田恒雄・黒岩哲彦／編
3月中旬刊！
予価1800円

いじめや体罰・虐待のなか、不登校・引きこもり、キレる子、ギリギリのところで彼らが発するSOSを受けとめる相談活動が注目を集めている。川西市の実践や川崎市の取り組み、民の活動を紹介し、全国展開への課題を提起する。

<http://www.nippyo.co.jp>

サービスセンター ☎0492-741780（価格は税別）
〒170-8474 豊島区南大塚3-12-4

創刊 季刊 セクシュアリティ

人間と性をめぐる教育と文化の総合情報誌

一四・七・一〇月発行 定価二五〇〇円（税込）
（年間購読料六〇〇〇円）
企画編集…「人間と性」教育研究協議会 編集長…村瀬幸浩
賛策…「10代の性、男のセクシュアリティ」、子育てのなかの性、「マイリタイの性」を定

お問合せ

エイデル研究所

〒102-0073 千代田区九段北4-1-11 ☎03(3234)4641

「子どもの権利条約」No.59

2001年12月20日発行

★発行（隔月刊）

子どもの権利条約ネットワーク

Network for the Convention on the Rights of the Child

〒105-0022 東京都港区海岸1-6-1-831

TEL 03-3433-7990

FAX 03-3433-7369

（事務所受付時間／月・金13:00～18:00）

ホームページ

<http://www.ne.jp/asahi/crc/network/>

★発行人 喜多明人

★編集人 内田塔子

★年会費 4000円 学生2000円

18歳未満1000円

定期購読4000円

*郵便振替 00180-2-750150

★印刷（株）第一プリント